

事務連絡
令和3年6月18日

学校法人
寄付金事務担当者各位

日本私立学校振興・共済事業団
助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度利用に係る文書の押印廃止について（通知）

日頃より私学事業団寄付金業務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
令和2年7月17日閣議決定の「規制改革実施計画」において、各種行政手続きの書面・押印・対面の見直しが求められました。これを受け、当事業団受配者指定寄付金制度におきましても、各手続きについて見直しを行い、下記の通り、押印を原則廃止とすることといたしましたので、お知らせします。

なお、当分の間、書面郵送の取り扱いを継続いたします。環境が整い次第、電子ファイルでの取り扱いを開始する旨通知いたします。

記

1. 私学事業団から学校法人に発出する主な文書
押印を原則廃止とします。
(例)
寄付金受領書(※)、寄付金配付決定通知書、寄付金確定通知書 等
※当面は公印の印影を付した様式での対応となります。
2. 学校法人から私学事業団に提出する主な文書
押印を原則不要とします。寄付企業等、学校法人の規程等により押印が必要な場合は、押印頂いても差し支えありません。
(例)
様式1-1 寄付申込書 (※)
※受配者指定寄付金様式1-1「寄付申込書」については、確認事項を一部見直しました。順次切り替えてご使用いただきますようお願いいたします（当面の間、旧様式もそのままご利用いただけます）。
様式1-2 受配者指定寄付金に係る確認書
様式1-3 寄付金振込報告書
様式2-1 寄付金配付申請書
様式3-1 寄付金に係る事業の実績報告書
3. 適用の時期
本通知の発出日より適用とします。
4. 様式の入手方法
本通知対応の様式は、私学事業団ホームページよりダウンロードできます。
私学事業団トップページ▶ 助成業務のご案内▶ 寄付金▶ 受配者指定寄付金様式
https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_yousiki.htm